



あなたのご意志を 相模原市のまちづくりに ～遺贈・相続財産の寄附～

遺贈って・・・？

生前に、遺言書などに「遺産を寄附したい」旨を残すことで、そのご意志に基づきあなたのご遺産を寄附することができるものです。相模原市にご寄附いただくことで、あなたのご意志が本市の市政運営・まちづくりに活用されます。

メリット ✓ ご遺贈いただいた財産は相続税の課税対象外となります。

✓ ご遺産の使い道をご指定いただけます。

(詳しくは裏面ご覧ください)

遺贈したいけど、どうすれば・・・？

STEP 1 相模原市にご連絡いただき、ご遺産の使い道などを事前にご相談ください。

STEP 2 専門家（弁護士・司法書士・行政書士）にご相談いただき、遺言書などを作成してください。

✓ 相模原市にお住まいの方は無料相談※のご案内が可能です。

※書類作成の代行等はありません。予約制、利用回数制限などがございます。

STEP 3 ご逝去後、遺言執行者の方から相模原市にご連絡いただき、ご寄附のお手続きを進めます。

相続財産の寄附もできるの・・・？

相続人の方からの相続財産のご寄附も可能です。

✓ ご寄附いただいた方に税控除制度があります。

寄附金の使い道は？

寄附金の使い道は、**あなたが決める**ことができます。相模原市に活用してもらいたいと思うことに合う寄附金コースをお選びください。使い道を指定しない市政一般コースもございます。詳しくは、市HPをご覧ください。詳しくは、市HPをご覧ください。詳しくは、市HPをご覧ください。

👉いただいた寄附金の活用事例👈

文化・スポーツ振興に関する事業



スポーツの普及啓発

消防に関する事業



消防団の資機材購入

産業振興に関する事業



ロボット産業の振興

学校教育に関する事業



学校の物品購入

遺贈・寄附制度全般に
関するお問い合わせ

HP:『相模原市 遺贈』で

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 財政局 財政課

電話：042-769-8216 FAX：042-751-0208

E-mail: kurashiuruoi@city.sagamihara.kanagawa.jp

